

ひたちなか市教育委員会会議録

平成29年 第13回 ひたちなか市教育委員会11月定例会 会議録					
平成29年11月14日		開会 午前9時40分		閉会 午後0時10分	
○場 所	堀口小学校 1階 会議室				
○出席委員	教育長 木下 正善	委 員 小田島 俊夫	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委 員 白石 愛子
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			根本 宣好	出席
	参事兼総務課長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			橋本 清文	出席
	参事兼指導課長			関口 拓生	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	参事兼青少年課長			堀江 貴美代	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主幹			黒澤 一彦	出席	
○議 事					
1 議案審議等	議案第29号	ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			

平成29年第13回ひたちなか市
教育委員会11月定例会会議録

開会 9:40

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第29号 ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

中央図書館長 議案第29号 ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、ご説明いたします。改正理由としましては、主に次の4点であります。

1点目は休館日についてです。図書館の年末年始の休館日については、12月28日から翌年1月4日までとしていますが、利用者の利便性向上と利用拡大を図るため、平成26年度より12月28日及び翌年1月4日を臨時に開館しており、利用者に定着してきていることから当該日を開館日とするため、所要の改正を行おうとするものです。

2点目は複写についてです。図書館資料の複写の費用については、ひたちなか市情報公開条例施行規則第7条の規定に準じて徴収してきましたが、今後は、複写に関する規定を定め実施するため、所要の改正を行おうとするものです。因みに、現在白黒は1枚につき10円、カラーは1枚につき50円徴収しておりますが、こちらの料金は今までどおりであります。

3点目は、個人貸出しの利用登録・登録抹消等についてです。図書館利用の有効利用者数を把握するにあたり、利用登録の有効期間や、長期間利用のない登録者の抹消について規定を定め実施するため、所要の改正を行おうとするものです。因みに、利用登録や貸出し等を管理しております図書館情報システムを今年3月に入れ替えをしております。それまでは住民登録と連動して転出された方などは自動的に登録が抹消できていたのですが、新しいシステムになって連動しなくなったため、登録が増える一方となっていました。このため、有効期間を3年としまして、期間満了後に3年更新手続きが取られない時は、登録を抹消することができる、という規定を設けたものでございます。

4点目は、個人貸出しの利用についてです。図書館情報システムの入替により、図書等の貸出し期間の継続が可能になったことから、今後、予約や貸出し等を適正に実施するために、所要の改正を行おうとするものです。同規則第17条の2では、予約がない場合に限り1回だけ貸出し期間を継続できる旨の規定で

あり、同規則第17条の3から同条の6までの規定は、利用の予約や図書の購入の希望、他の図書館との相互貸借等について定めたものでございます。

このほか、市長部局の例規担当部署から助言を受けながら、実際の運用に則して修正した箇所や文言の整理等を行った箇所がございます。

【質疑、意見等】

- 小田島委員 利用者の登録抹消について、該当する方はかなり多いのですか。
- 中央図書館長 正確な人数は把握しておりません。2000年より以前から利用がない方のデータを調べたところ、それでもかなりの数がありました。実際の利用者数よりも多くの登録者数が集計されていると思いますので、その辺りの整理も含めまして、今後適正に管理していきたいと考えております。
- 小田島委員 登録することによって、何か悪用されるといったリスクはないのでしょうか。
- 中央図書館長 あくまで登録者には利用カードが発行されるだけですので、その心配はないと思います。利用しなくなった場合に返却してくれる方も稀にはいますが、ほとんどの場合は登録抹消されないので登録者数は増えていく傾向にあります。ただ、登録を抹消した場合であっても、利用していないカードを持って来た場合については、無料で再発行する形で対応したいと考えております。利用者に対しては、不利益にならないような形で執行していきたいと思っております。

- * 議案第29号 ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定については全員一致で承認されました。

教 育 長 (暫時休憩の宣言)

- * 暫時休憩の後、堀口小学校と懇談を行い、授業参観を実施しました。

閉会 12:10